

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年9月3日

京都市長 門川大作

京都市規則第44号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第10条地域自治推進室の款第17号中「署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の発行に係る」を削り、「に関する手数料の納付」を「(同法の規定により区長の権限に属するものを除く。)」に改め、同款第18号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の右に「(以下この号において「番号法」という。)による個人番号及び個人番号カードに係る事務(番号法の規定により区長の権限に属するもの、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号。以下この号において「改正法」という。)第4条の規定による改正前の番号法第7条第6項及び第7項の規定によるもの並びに改正法附則第6条第3項の規定によるものを除く。)並びに番号法」を加え、同款中第31号を第32号とし、第30号を第31号とし、第29号を第30号とし、第28号の次に次の1号を加える。

(29) マイナンバーカードセンターに関すること。

附 則

この規則は、令和3年9月6日から施行する。

(行財政局人事部人事課)